

特集1

死刑廃止を考える

日弁連は、2011年、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言を行った。また、死刑が執行されるたびに反対する会長声明も発している。しかし、死刑判決や死刑執行は止まらない。去る6月25日には、いわゆる「闇サイト」殺人事件で約10か月ぶりに死刑が執行された。本特集は、欧米諸国が死刑廃止に向けてどのような途を歩んだか、仮釈放がない終身刑の導入の議論はどのようになっているか、懲役刑一般はどうあるべきか、そして被害者の心情等をどのように考えるべきかといった観点から、死刑廃止についての論点を整理するものである。今後の議論の一助となることを期待する。

死刑制度に関する 真剣な議論に向けて

- I 英国の経験
- II 犯罪抑止と世論の支持、その根拠
- III 世界的な動向
- IV 日本では？



駐日英国大使

ティム ヒッチンズ
Tim, Hitchens

世界の193カ国のうち、現在でも死刑制度を設けているのは22カ国のみで、G7諸国では、日本だけが死刑を実施しています。米国でも死刑を実施していますが、多くの州では撤廃に向けて動いています。こうした状況を受けて、日本では死刑に関する国民的議論が展開され始めています。政府が行った最新の世論調査では、仮釈放なしの終身刑の導入について初めて回答者に尋ねました。導入が可能な場合、死刑制度に賛成する人は80.3%から51.5%に減り、死刑制度に反対する人は9.7%から37.7%に増えました。英国と欧州諸国は、日本の死刑制度撤廃へ向

けた確かな論拠があると信じています。その理由についてご説明いたします。

I

英国の経験

英国は3回にわたり死刑制度撤廃を試み、撤廃までに50年を要しました。

まず、1948年に政府は死刑制度撤廃法案を提出しましたが、上院で否決されました。

1950年代には、絞首刑執行後に無実が証明されるという悪名高い誤審が続き、死刑制度への

人々の反対を強めました。これに追い風を受けて、議員が1956年に第2の死刑制度撤廃法案を提出しましたが、この法案も否決されました。

しかし、その後10年にわたって議論を続けたことで世論は強固なものとなり、政府は撤廃の再考を余儀なくされました。1964年、大逆罪などの限られた犯罪を例外として、ついに死刑制度を撤廃する法案が成立しました。

英国における最後の死刑執行は1964年に行われました。そして、2004年には、議会はあらゆる犯罪において死刑制度を永久に撤廃することを決めました。

II

犯罪抑止と世論の支持、その根拠

日本でよく耳にする二つの議論は、死刑が深刻な犯罪を抑止するというものと、民主主義では政治家は多数派の世論に従わなければならないというものです。しかしながら、英国の経験は異なっています。

第一に、死刑制度が殺人を抑止する確かな証拠はありません。2004年には、米国の死刑制度がある州での殺人率(10万人に5.71人)は死刑制度のない州での殺人率(10万人に4.02人)より高かったのです。

第二に、政治家は世論に耳を傾けると同時に、世論をリードする必要があると考えます。1964年に議会が死刑制度を撤廃したとき、英国の人々の大半はまだ死刑制度を支持していました。しかし、それ以来死刑制度への支持は着実に減少しています。1978年から2011年の間に、死刑制度への支持は77%から51%に減少しました。死刑と終身刑の執行とのいずれかの選択肢を与えられた際に、死刑を選んだのは半数以下でした。長期的に見ると、議会が世論を先導したのです。

III

世界的な動向

世界的な動向も明らかに死刑制度の撤廃に向かっています。実例を次に述べます。

国連には193の加盟国があります。これらの加盟国のうち、死刑を執行している国の数は、2003年の28カ国から2014年の22カ国に減少しています。この傾向は今後も続くでしょう。

毎年最も多くの死刑を執行している国は中国とイラン、イラクです。現在でも死刑を執行している国のうち、米国は時に死刑制度保持を支持する例として挙げられます。しかしながら、米国もまた撤廃に向かって動いています。米国での死刑執行数は減っています。1999年の98人と比較して、2014年に死刑を執行されたのは35人でした。より多くの州が撤廃に向かって動いています。2015年には、ネブラスカ州が、共和党支持が多数派を占める州の中では過去40年間で初めて死刑制度を撤廃しました。

IV

日本では？

ここ日本における欧州からのメッセージは、世界中のいかなる国へのメッセージと同じです。私たちは、あらゆる事例において死刑の執行に反対します。私たちは、死刑が人間の尊厳を損なうものであり、犯罪を抑止するという証拠もなく、そしてどんな過ちも不可逆であると信じています。このようなことから、どの国も死刑制度を撤廃することなく欧州連合に加盟することはできません。

2012年3月に日本は20カ月の死刑執行一時停止期間を終了し、2013年に8人、2014年に3人、2015年6月に1人の死刑囚の死刑を執行しました。また、最長収監死刑囚であった袴田巖さんは、2014年3月、証拠が改ざんされたと信じる

に足る理由があるとし、静岡地裁により再審開始と即時釈放が認められました。

私は、この問題に関する議論が日本で幅広く行われることを願っています。これは日本の人々だけが議会を通じて判断を下すことのできる重要な問題です。しかし、そこには世界的な傾向がみられます。日本が欧州及び米国の死刑

撤廃州の友好国ではなく、減少しつつある死刑執行国に、それも弱い根拠に基づいて加わってしまうおそれがあります。英国と欧州諸国は、この重要な問題に関する広い見聞に基づく議論を支援するため、日本と協力してまいりたいと考えております。